

# 銀行の社会貢献

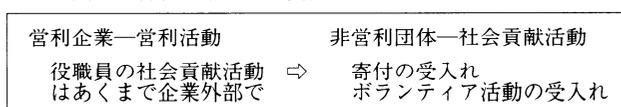
——現状と課題——

福 光 寛

はじめに——社会貢献という言葉の曖昧さ——

銀行の社会貢献を問題にする場合、最初に当面する問題は「社会貢献」という言葉の曖昧さである。社会に対してサービスを提供することそのものも「社会貢献」だという言い方もあれば、内容はなんでもあれ営利会社が行うことはそこに利益追求という目的を敏感に嗅ぎ取って「社会貢献」ではないとする言い方もある。基礎概念のこのような混乱の中で最近定着してきたのは、非営利団体の行う社会貢献活動に対して営利企業の役職員が寄付やボランティア活動を行う場合は、これを「社会貢献」と表現することである（図1）。そしてそこから企業の社会貢献を問題にする場合に、従業員や役職者の寄付やボランティア活動にどの程度好意的かを尺度とされるようになってきた。マッチングギフトにより企業が寄付の上乗せをしているかどうか、ボランティア休暇制度によりボランティア活動を奨励しているかどうかなどが議論されている。

図1 営利企業の社会貢献のこれまでのイメージ



こうした議論の仕方は、「社会貢献」という言葉そのものの定義を実は避けている。しかし、営利企業が自ら主体となって行うことにはすべて営利の匂いを敏感に感じ取る論者や、資本主義社会にあって企業は利益追求の原則から離れることはできないとする論者にも共通する尺度で、「社会貢献」とは何かを形式的に説明する方法として役立っている。けれども、営利企業本体がそもそも「社会貢献活動」を行ってはいけないのかとか、非営利団体が「社会貢献活動」を行うことがなぜ好ましいのか、といった初歩的な疑問に、こうした議論の仕方はなんら答えるところがなかったのである。

とくにつぎのようなケースが問題になる。営利企業が所有している設備とかノウハウといったものが、問題の「社会貢献活動」を行う場合に不可欠であるような場合である。こうした場合に、営利企業が「社会貢献活動」を本体の活動として「提供」することは好ましいのではないかという疑問はぬぐい去ることができない。その場合に問題になるのは、こうした「提供」を企業の自由意思に任せるのか、なんらかの法律的強制（あるいは公的補助）を行うべきなのかという選択で

ある。自由意思に任せるのは企業も営利第一でない多面的な価値観を保有できるという考え方を前提にしているし、法律的強制（あるいは公的補助）が必要だとするのは企業は結局、営利追求の原則から離れられないという考え方を前提にしている。

しかしこうした二元論自体が、現実への接近を阻む面がある。むしろ現実には、ある企業は特定の状況では多面的価値観を持てるし、しかし別の問題では多面的価値観を保持できないということではないか。銀行の社会貢献についても、肯定的側面も否定的側面もあるが、冷静にそれらの側面の来歴を検討する必要がある。

小稿はこうした反省を基礎に、銀行の社会貢献の現状を分析し、その今後を展望したものである。

### 1. 銀行と社会貢献——若干の事例分析から得られる教訓——

銀行はこれまで、非営利法人に多額の寄付をしたり、あるいは様々な財団を自ら設立して社会貢献活動に取り組んできた。

たとえば最近の寄付の事例を2, 3挙げてみると——

第四銀行では1992年3月に、当時設立準備中であった「新潟工科大学」「新潟国際情報大学」「新潟経済情報大学」に計1億8千万円を寄付した。また1993年9月には創立120周年記念事業の一環として、新潟大学医学部に対し電子顕微鏡 H-7100 型一式（3千万円）を寄付した。

中央信託銀行では1992年7月に、設立30周年記念事業の一環として、各地の社会貢献団体9団体に総額1800万円を寄付した。1992年8月には静岡銀行が静岡県の国際交流事業に対し2千万円を寄付した。1992年9月に「あさひ銀行」は行名変更を記念して全国・盲・ろう・養護学校文化連盟設立資金の一部として行員からの寄付を合わせて1億円を寄付、また埼玉県立図書館へは5千万円相当の図書等を寄贈した。あるいは1993年5月に百五銀行は新頭取の就任パーティを自粛した代わりとして、三重県下の高等学校等に図書券約2千万円を贈呈した。

このように、かなりの金額の寄付が行われている。

財団の設立については、企業の財団活動を分析する標準的な資料として公益法人協会の『日本の企業財団'92』がある。この資料には現在活動している主な財団が含まれているが、掲載されている財団はあくまで調査に対して回答を戻した財団に限られており、企業財団の全部を含む資料ではない。しかしこの資料は、日本の企業財団の活動の全体を概観できるほぼ唯一の資料である。なお、この資料に掲載されている企業財団数は403であるが、そのうち銀行を主たる出捐者とするものは私のカウントでは49である。銀行本体自体が主たる出捐者となっているものに限定してこの数になる。

この49団体を事業目的により私が分類したのが表1、また1990年度決算により資産規模分類したのが表2である。

表1からはかなりはっきりした時期区分を読み取れる。まず第一世代は教育助成を目的とするもので1950年代に始まり1960年代にピークに達している。第二世代は福祉と環境それに経済情報提供に関するものである。これらのピークは1970年代にある。そして1980年代にピークがあった

表1 銀行系財団の設立年代別分類

| 設立年代    | 教 育 助 成 | 研 究 助 成 | 福 祉 助 成 | 教 育 福 祉 助 成 | 環 境 助 成 | 国 際 交 流 助 成 | 文 化 芸 術 支 援 | 中 小 企 業 支 援 | 経 済 情 報 提 供 | 計  |
|---------|---------|---------|---------|-------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|----|
| 1950～59 | 2       | —       | 1       | —           | —       | —           | —           | —           | 1           | 4  |
| 1960～69 | 6       | —       | 1       | —           | —       | —           | —           | —           | 2           | 9  |
| 1970～79 | —       | —       | 3       | 3           | 3       | —           | 1           | —           | 6           | 16 |
| 1980～89 | —       | 1       | 1       | —           | —       | 7           | 5           | 2           | 1           | 17 |
| 1990～91 | —       | —       | —       | —           | —       | 2           | —           | 1           | —           | 3  |
| 計       | 8       | 1       | 6       | 3           | 3       | 9           | 6           | 3           | 10          | 49 |
| 長銀系     | 1       | —       | —       | —           | —       | —           | —           | —           | —           | 1  |
| 信託系     | 1       | 1       | —       | —           | —       | —           | 2           | —           | —           | 4  |
| 都銀系     | 1       | —       | 1       | 1           | 2       | 6           | —           | 1           | 1           | 13 |
| 地銀系     | 5       | —       | 5       | 2           | 1       | 3           | 4           | 2           | 9           | 31 |
| 計       | 8       | 1       | 6       | 3           | 3       | 9           | 6           | 3           | 10          | 49 |

資料：『日本の企業財団'92』より独自に分類集計。

表2 銀行系財団の資産規模別分類（1990年度決算）

| 資 産<br>（億円） | 教 育 助 成 | 研 究 助 成 | 福 祉 助 成 | 教 育 福 祉 助 成 | 環 境 助 成 | 国 際 交 流 助 成 | 文 化 芸 術 支 援 | 中 小 企 業 支 援 | 経 済 情 報 提 供 | 計  |
|-------------|---------|---------|---------|-------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|----|
| 0～1未満       | 1       | —       | 1       | 1           | —       | —           | —           | —           | —           | 3  |
| 1～5         | 5       | —       | 3       | 1           | —       | 3           | 1           | —           | 9           | 22 |
| 5～10        | 1       | —       | 1       | —           | 1       | 3           | 3           | 2           | 1           | 12 |
| 10～         | 1       | 1       | 1       | 1           | 2       | 3           | 2           | 1           | —           | 12 |
| 計           | 8       | 1       | 6       | 3           | 3       | 9           | 6           | 3           | 10          | 49 |

資料：表1と同じ。

と思えるのは、文化芸術活動支援（メセナ）と国際交流助成に関するものである。研究助成と中小企業助成に関する動きは小さく散発的であり明確な傾向を読みとるには事例に乏しい。結論的にその流れを言えば、その関心は教育助成に始まり、福祉や環境助成を取り込み、さらに国際交流や文化芸術への助成に及んでいる。過去に始めた活動が停止されたわけではないので活動範囲は広がっている。その広がりはかなり大きなものである。営利主義であるはずの銀行の社会貢献活動がすでにこうした広がりや蓄積を持って「地域社会」に根付いていることが、注目される。

なお49という財団数については調査対象から漏れたものがあることが注意される。しかし私自身の追跡調査でも主なものは含まれている。1990年末現在で、都市銀行12、地方銀行64、第二地方銀行68、信託銀行7、長期信用銀行3であり、この時点で銀行を名乗るものは154行である。49という財団数をこの銀行数と比較すると、かなり大きな数ではあるが、財団活動を行っている銀行は銀行の中の一部にとどまるとも言える。数だけでみればこうした活動に入ること避けている銀行がむしろ多数派という現実もある。

つぎに教育助成を例にとってもう少し詳細に財団活動を見てみよう。

これには結果として3つのタイプがある。まず一つは選考の上で奨学金を給付あるいは貸与するもの。初期のものはこれである（設立年月と財団名を例示。1953.11 三菱信託山室記念奨学財団。1954.12.25 日本興業銀行興英会。1961.4.18 東海銀行奨学会など）。もう一つのタイプはこの初期のものから少し遅れて始まる、学校に対する設備助成を狙ったもの（1963.12 北陸銀行奨学助成財団。1966.3 山形銀行学事振興基金。1969.10 十八銀行社会開発振興基金）。そして最後のタイプは社会福祉施設への助成も行う財団が、その事業の一部として学校への設備などの助成も行うというもの

である（1972.8 第一勧銀はあと記念財団。1975.3 福岡銀行報公会。1978.3 荘内銀行社会振興助成基金）。

奨学金の選考対象は、多くはその銀行が営業活動を行っている地域に高校時に居住していた大学生である。高校生に奨学金を給付するものもある（1963.7 駿河奨学会）。これに対して設備助成は、高校以下の学校を対象とするものが多い。助成先が個人であるか学校であるか、あるいは助成により利益を得る対象は大学生か高校生以下なのかといった違いが、奨学金給付か学校への設備助成かという方法の間に違いを生んでいる。

奨学助成だけを目的とする団体の設立は最近あまり見られない。これは日本育英会の存在がこの分野で大変大きく、民間奨学団体の奨学金制度が日本育英会の奨学金を補完する立場に置かれ、存在価値をアピールしにくい点と無関係ではない。日本育英会の奨学金は無利子あるいは低利の有利子の貸与であって給付でないという弱点はあるが、採用数が大きく貸与月額も94年度で自宅通学者44,000円、自宅外通学者54,000円となっている。銀行系を含む民間奨学団体の奨学金は多くは給付であることがメリットであるが、金額は月額で20,000円から30,000円程度が多く採用数も極めて少ないのが現状である。給付という点は、採用数や金額に大きな限界を課すものと言える。

奨学助成の絡みで銀行がいわば営利活動として行っているはずの「低利の教育ローン」が注目される。民間銀行の教育ローンは1979年1月から国民金融公庫の「国の教育ローン」が開始されたときにすでに行われており、当時、都市銀行の教育ローンの金利は8.16%（保証料込みでは8.88%）と言われていた。これに対して「国の教育ローン」は対象に年収500万円以下という所得制限があるものの、年利7.1%という相対的低金利が売り物であった（なお融資期間は在学期間内とされ融資上限は1人あたり50万円までであった）。民間銀行の教育ローンと公的教育ローンとの金利格差は現在まで続いている。しかし1992年春頃から一部の地方銀行が「低利の教育ローン」を提供し話題になっている。

表3-1 1994年春の低利（4%台）の民間教育ローンの事例

| 銀行名    | 旧金利   | 新金利                | 備考                    | 資金調達原価 |
|--------|-------|--------------------|-----------------------|--------|
| 伊子銀行   | 4.6%  | 4.1%(94.1.10)      | 保証料0.5%込み             | 4.68%  |
| 愛媛銀行   | 4.6   | 4.1 (94.1.10)      | 同上                    | 5.02   |
| 香川銀行   | 4.8   | 4.3 (94.1.10)      | メーンは4.1%              | 5.08   |
| 百十四銀行  | 5.6   | 4.5 (94.1.20)      | 保証料生保料込み              | 4.61   |
| 富山第一銀行 | 5.875 | 4.5 (94.1.24-4.28) |                       | 4.98   |
| 大分銀行   | 6.0   | 4.9 (94.2.1-4.28)  |                       | 4.55   |
| 福德銀行   |       | 4.5 (94.2.1-4.28)  | メーン先金利<br>近畿圏外入学は4.0% | 5.06   |
| 宮崎銀行   | 6.0   | 4.9 (94.2.10-5.3)  | 保証料込み                 | 4.46   |

資料：日経テレコムほか 資金調達原価は1993年度の数字

国の教育ローンの金利が4.1%（なお所得制限はサラリーマンの場合、年収1,140万円以下、融資期間8年以内、融資上限150万円以内）、日本育英会の有利子返済金利が3%であった1994年春において、民間銀行が4%台（0.5%～0.8%の保証料込み）で提供した「低利の教育ローン」の事例を表3-1として掲げた。保証料を考慮すると民間銀行の教育ローンの方が低利とも言える。このような商品設計が行われた1994年年頭は、長期プライムレートが、3.5%となった著しい低金利の時期で

はあるが注目に値する低利ローンの提供となったことは疑いない。この低利の教育ローンは、融資需要が全体として伸び悩むなかで銀行にとって相対的低リスクの教育ローンが注目され低利ローンが顧客開拓のため提供されたと解釈できる。ただ社会貢献に結果としてつながった側面は否定できない。社会的に融資の必要のある分野について、相対的に低利の融資を提供するプログラムを「社会貢献型融資」と定義したいが、低利の教育ローンはこの定義にあてはまる。低利の教育ローンが注目されてよい今一つの理由は、申込み件数や融資金額からみて十分な実績を挙げている点である。制度はあっても利用者がいないといったものではないという点である。1992年と1993年についての低利の教育ローンの実績例を表3-2として以下に掲げて置きたい。営利主義あるいは営業ベースでも一定の条件下ではこうした社会貢献は可能なのである。

表3-2 低利の教育ローンの実績例

| 銀行名  | 金利    | 取扱期間             | 融資件数 | 融資金額  | 日付け   |
|------|-------|------------------|------|-------|-------|
| 国民銀行 | 4.5%  | 92.3.2~10.31     | 70件  | 64百万円 | 92.3末 |
| 香川銀行 | 5.2 * | 92.11.26~93.4.30 | 777  | 1,096 | 93.3  |
| 北国銀行 | 5.8 * | 92.12.1~93.5.8   | 354  | 534   | 93.3  |
| 伊予銀行 | 5.2 * | 93.1.18~         | 399  | 457   | 93.3  |

資料：「ニッキン資料年報」 なお\*は保証料込み

しかし営利主義の企業活動からは、社会貢献がむつかしい分野もある。たとえば社会福祉である。

一例として、障害者の雇用問題であるが、1992年4月1日現在の全国の身体障害者数は3,176,650人（満18歳以上、推計）、常用従業員規模30人以上の企業で働く障害者数は193,000人とされている（日本福祉年鑑'93、講談社、p.161）。現行の「障害者雇用促進法」では事業主は障害者の雇用の促進のため法定雇用率の遵守を義務付けられ、1人以上の雇用義務の発生する事業主は公共職業安定所に障害者の雇用状況についての報告義務が課せられている。労働省職業安定局の調査によれば、1992年6月1日の段階で民間企業の法定の雇用率が1.6%のところ（したがって報告義務は常用労働者63人以上の企業）、民間企業の平均は1.36%、「金融・保険・不動産業」の雇用状況は1.12%に留まっている。障害者雇用率は従業員規模の高い企業では却って低い傾向がある。民間企業の法定雇用率未達成企業の比率は平均で48.1%であるが、常用労働者1千人以上の企業の法定雇用率未達成企業の比率は80.8%となっている。注目されるのは「金融・保険・不動産業」における法定雇用率未達成企業の比率の高さである。「金融・保険・不動産業」は74.3%、9つの産業分類中で最悪の高さとなっている。銀行がどの程度この数字に関係するかは開示資料からは明確でないが、銀行が障害者雇用でとくに積極的だとの証拠もない以上、この数字の悪さは注目される。営利主義を前提にする限り、こうした数字を積極的に改めようとする意思を企業内部に期待することは困難であろう。

しかし重度障害者の雇用ではスルガ銀行と住友銀行に注目される試みがある。1990年1月にスルガ銀行では静岡県それに沼津市との共同出資により重度障害者多数の雇用を目的とする印刷会社、(株)エイ・ビー・アイを設立している。金融機関を母体とする重度障害者多数雇用を目的とする会社の最初の事例である。この2ヶ月後、住友銀行も重度障害者の多数雇用を目的として100%出資の子会社「泉サービス」を設立した。スルガ銀行の動きに僅かに遅れたもののこれは

かなり大きなものである。泉サービスの業務内容は、手形・小切手帳の作成、硬貨の計算整理となっている。1990年4月に東京事務所がまた1991年11月には大阪事務所がオープンしている。それぞれの発足時に雇用された身体障害者の数は、東京が重度13人、中軽度6人の計19人、大阪が重度18人、中軽度7人の計25人、総計44人に及んでいる。両行の事例は、この面で銀行がまだ何かをやるという期待を抱かせるに十分である。現状の問題点も含めて詳細な紹介が望まれよう。

表4-1 身体障害者の銀行へのアクセスの改善の事例（1991.1～94.9）

|         |      |   |
|---------|------|---|
| 1991. 1 | 足利銀行 | 視覚障害者用 ATM（点字表示型）開発                               |
| 1991. 8 | 足利銀行 | 視覚障害者用 ATM を民間金融機関として初めて2店舗に設置                    |
| 1991.10 | 大垣共立 | 視覚障害者用 ATM を公共施設など10ヶ所に設置（音声案内付）                  |
| 1991.11 | さくら銀 | 視覚障害者用 ATM の導入を始める（音声案内付 以下同じ）                    |
| 1991.11 | 南都銀行 | 車イス用 ATM コーナー設ける                                  |
| 1992. 3 | 常陽銀行 | 視覚障害者用 ATM を県社会福祉会館に設置                            |
| 1992. 6 | 拓殖銀行 | 視覚障害者用 ATM を本店他5店に設置                              |
| 1992. 6 | 京都銀行 | 視覚障害者用 ATM を導入                                    |
| 1992. 7 | 富士通  | 付加型（音声案内機能付きハンディホンタイプ）の視覚障害者用 ATM 開発。導入経費大幅ダウン可能に |
| 1992.10 | 百十四銀 | 車イス用スロープ工事2ヶ所で実施                                  |
| 1992.11 | 横浜銀行 | 視覚障害者用 ATM の試行設置始める（1993年末までに12ヶ所）                |
| 1992.11 | 八十二銀 | 視覚障害者用 ATM 5ヶ所に設置                                 |
| 1993. 1 | オムロン | 身体障害者用（視覚障害者+車イスにも対応 音声案内はイヤホンタイプも使用可能に）ATM を開発   |
| 1993. 2 | さくら銀 | 身体障害者用（視覚障害者+車イスにも対応）ATM を初めて設置                   |
| 1993. 3 | 南都銀行 | 視覚障害者用 ATM を導入設置                                  |
| 1993. 7 | 富士銀行 | 視覚障害者用 ATM 2ヶ所に設置 沖電気と共同開発の付加型                    |
| 1993. 9 | 横浜銀行 | 身体障害者用 ATM を本店に1台設置                               |
| 1994. 1 | さくら銀 | 今後3年間で身体障害者用 ATM 5ヶ所増設決定（現在6ヶ所）                   |
| 1994. 1 | 京都銀行 | 94/3 までに視覚障害者用 ATM 8ヶ所増設決定（現在2ヶ所）                 |
| 1994. 3 | 富士銀行 | 視覚障害者用 ATM 付加型を近畿で5ヶ所、近畿外で25ヶ所                    |
| 1994. 4 | 第一勧銀 | 身体障害者用 ATM を94/10までに4ヶ所、店舗入口工事も                   |
| 1994. 4 | 秋田銀行 | 手話の窓口を市内26ヶ店に設置（→常陽銀行に先例あり）                       |
| 1994. 4 | 南都銀行 | 身体障害者用 ATM を富士通と共同開発 導入                           |
| 1994. 5 | 親和銀行 | 身体障害者用 ATM の導入を決定                                 |
| 1994. 8 | 八十二銀 | 身体障害者用 ATM 店舗外に2ヶ所設置                              |
| 1994. 9 | 住友銀行 | 身体障害者対応の ATM の導入設置                                |

資料：日経テレコムほか

もう一つの例は、身体障害者にとっての銀行サービスのアクセス（接近の容易さ）の問題である。現場の支店では行員が人手を割いて対応すれば十分との発想があるが、身体障害者の側は顧客の権利として銀行へのアクセスの改善を求めている。両者の発想の落差を象徴的に示しているのが、民間銀行がその ATM を従来の押しボタン方式からタッチパネル方式へ移行させた問題である。タッチパネル方式に移行すれば視覚障害者が ATM から排除されることは判っていたにもかかわらず、多くの銀行でタッチパネル方式への全面移行が行われた（障害者の抗議が報道された例、朝日新聞夕刊10-26-92, p.15）。反面では表4-1に見るように1991年以降、各銀行では視覚障害者など身体障害者に対応した ATM の増設に取り組んでいる。しかし表4-1に上げた各銀行の ATM の総台数（表4-2）に比べると、この問題に最も熱心な地方銀行でも3%程度、都市銀行では1%程度が障害者用 ATM 設置台数の上限になっている。障害者用 ATM の設置は、障害者にやさしい銀行というイメージをつくるための象徴的な存在にとどまっている。

表4-2 ATMの設置台数の推移（1991.3末→1993.3末）

| 銀行名   | 91.3  | 93.3  | 増加台数  | 増加割合  |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| さくら銀行 | 3,118 | 4,158 | 1,040 | 33.4% |
| 富士銀行  | 2,053 | 2,575 | 522   | 25.4  |
| 住友銀行  | 1,824 | 2,505 | 681   | 37.3  |
| 第一勧銀  | 2,048 | 2,474 | 426   | 20.8  |
| 横浜銀行  | 1,302 | 1,495 | 193   | 12.9  |
| 足利銀行  | 720   | 821   | 101   | 14.0  |
| 拓殖銀行  | 534   | 656   | 122   | 22.8  |
| 常陽銀行  | 556   | 765   | 209   | 37.6  |
| 京都銀行  | 471   | 594   | 123   | 26.1  |
| 八十二銀  | 353   | 576   | 223   | 38.7  |
| 南都銀行  | 356   | 524   | 168   | 47.2  |
| 親和銀行  | 280   | 315   | 35    | 12.5  |
| 百十四銀  | 220   | 307   | 87    | 39.5  |
| 大垣共立  | 265   | 305   | 40    | 15.1  |
| 秋田銀行  | 206   | 247   | 41    | 19.9  |

資料：「ニッキン資料年報」

この背景にはつぎのような事情がある。まずこれらの障害者の絶対数が少ないことがある。顧客として各銀行が対応しなければならない障害者数は限られている。わが国では身体障害者の全国調査は1951年以来ほぼ5年おきに行われている。直近は1991年11月に厚生省が行った実態調査であって（対象：18歳以上）、全国の視覚障害者は35万3千人、聴覚障害者は35万8千人、肢体不自由者は155万3千人、内部障害者45万8千人などと報告されている（重複計上12万1千人）。総数では1987年2月の241万3千人が、272万2千人とおおよそ5年間で12.8%の増加となっている。18歳以上の人口に身体障害者が占める比率は2.8%に達するが、視覚障害者や聴覚障害者だけをとるとその比率は各0.4%弱に過ぎない。さらに視覚障害者が35万いるといっても点字の識別をする人は4～5万人程度、肢体不自由者が155万いるといっても車イスの利用者は30万程度と言われる（日経産業新聞9-22-93, p.11）。加えて障害の重い多くの障害者は外出を控えているのが実態であり、障害者が銀行の店舗に出向いてATMを操作する確率は極めて低いはずで、こうした事実が、障害者の来店があつときに行員が個別に介助すれば十分との支店現場の発想につながっている。営業ベースでは、社会福祉に属する問題の改善はむつかしいのである。このような側面についての事態の改善には法的規制（あるいは公的補助）が必要であろう。

## 2. 1990年代の社会貢献型金融の展開

ところで1990年代に入って銀行が行っている社会貢献型金融として新たに注目されたものが二つある。一つは環境スワップ。これは派手なテーマだがどの銀行でも扱えるものではなく、実績も広がっていない。もう一つがいわゆる「社会貢献型金融商品」。これは顕著な広がりを見せている。広がりをさせているということは、営業ベースあるいは営利主義の考え方とどこか接点（妥協点）があるということだと考える。

環境スワップ（debt for nature swap: DNS）は、自然保護運動のための1つの方策である。銀行

にとっては環境問題への銀行の配慮と関心を社会にアピールしつつ、累積債務国向け不良債権を償却する方法でもある。

すなわちこれは「発展途上国の累積債務の一部を……民間の自然保護団体が市場を通じて買い取り、発展途上国政府に対しては、債務支払義務を免除する代わりに、たとえば熱帯雨林の保護など自然保護分野への現地通貨による財政支出（投資）を求める方式」（東京銀行）である。一般の企業の場合は、民間自然保護団体がこの債権を取得するための資金を提供（寄付）する形で、この運動に協力することになる。これに対して銀行は環境スワップに自行の債権を自然保護団体に寄付（譲渡）する形で協力できるが、これは見方を変えればこの資金提供者の役割を銀行が兼ねているということである。環境スワップは先進国の銀行にとって発展途上国向けの不良債権を償却する一つの方法とも言えるが、途上国の国内での政策的優先順位を先進国の自然保護団体が判断することに問題があるかもしれない。途上国側の自主性や自発性を重視し、途上国側にも歓迎されるプログラムにする必要がある。日本では環境スワップの事例として現在までに2例が知られている。

まず、1991年7月に東京銀行米現地法人が、累積債務国向け債権100万ドルを世界自然保護基金（WWF-US）に寄付し、うち20万ドルをとりあえずフィリピンの自然保護プログラムに充てることになったと報道されたのが、本邦の銀行が環境スワップに関与した最初の事例である。その後また1992年3月には第一勧銀が、エクアドル向け債権100万ドルを世界自然保護基金日本委員会（WWF-Japan）に寄付し、同委員会を通じてガラパゴス諸島の自然保護プログラムに協力することになったと報道された。東京銀行のケースは正確には米現地法人の問題であるので、純粋に日本の企業が関与したケースとしては後者の第一勧銀の一例があるだけでも言える。

しかし1994年8月末段階でこの後者のケースは債権譲渡の手続きがなお実行されていないとのことである。問題は手続きの詳細が決まっていないことにあるとされており、日本の環境スワップを評価するには、なお時間が必要となっている。環境スワップは孤立した事例しかない。社会貢献型金融商品の分析に進もう。

「社会貢献型金融商品」あるいは「ボランティア型預金」と呼ばれるものが近年ブーム化して、多くの銀行が扱うところになった。環境スワップに比べ地味ではあるが、取扱い銀行の広がりからみて、営業面でもたとえば新規の顧客の拡大に資するなどプラスの面も評価されていると考えられる。ところでこれが注目されるのはこの商品の取扱い自体が、銀行の社会貢献となるとの評価が一部に出ている点である。ところで、ここで問題にする社会貢献型金融商品を大まかに定義すると、預貯金あるいは金銭信託であって、公益団体への寄付金機能を付属させたものとなる。社会貢献型金融商品にはいくつかのタイプがあるがその共通した特徴は、顧客の寄付の導管になっている点にある。

まず1989年10月の安田信託が始めた「善意信託ほほえみ」以来の信託銀行による収益他益型金銭信託は、社会貢献型金融商品の最初のタイプと考えられる。しかしこの商品については、金銭信託であって収益の全額を受益者たる寄付先に帰属させる商品設計が私としては気になる。表7-1と表7-2で紹介しているように社会貢献型金融商品のなかにも住友銀行の「ユニセフ愛の口座」のように利息収益の全額寄付型はあるがあくまで例外である。顧客の側からすれば金銭信託の元本そのものを一定期間「寄付」しているのと同じことになるが、寄付金としてはかなり負担

感が高いのではないか。しかし相続や退職金など予想外の財産が個人に入った場合に、こうした商品があればその受け皿の一つとして活用されることもあろう。表5に収益他益型金銭信託の事例を挙げる。

表5 収益他益型金銭信託の事例

| 商品名           | 銀行名  | 寄付先      | 取扱期間     | 口座数   | 残高    | 日付け   |
|---------------|------|----------|----------|-------|-------|-------|
| ① 善意信託ほほえみ    | 安田信託 | 日本赤十字社   | 1989.10～ | —     | —     |       |
| ② バード信託       | 三菱信託 | 日本野鳥の会   | 1990. 5～ | —     | —     |       |
| ③ 福祉共済基金信託    | 東洋信託 | 神戸市精薄者～  | 1991. 3～ | —     | —     |       |
| ④ ちきゅう信託      | 三菱信託 | 地球環境財団   | 1991. 6～ | 6,012 | 283   | 92/3末 |
| ⑤ かんきょう信託さわやか | 安田信託 | 地球環境財団   | 1991. 6～ | 686   | 96    | 92/2  |
| ⑥ 自然保護信託シンフォニ | 中央信託 | 日本自然保護協  | 1991. 6～ | 106   | 1,808 | 92/3  |
| ⑦ 社会貢献信託ヒューマン | 三井信託 | 地球環境財団ほか | 1991.10～ | —     | —     |       |
| ⑧ サーブ信託       | 三菱信託 | 中部盲導犬協会  | 1991.12～ | —     | —     |       |
| ⑨ マイタウントラスト   | 中央信託 | 地域の公益団体  | 1992. 4～ | 897   | 109   | 93/3  |
| ⑩ コミュニティラスト   | 住友信託 | 地域の公益団体  | 1992.10～ | 512   | 3,654 | 93/3  |

資料：『ニッキン資料年報』ほか 残高の単位は百万円

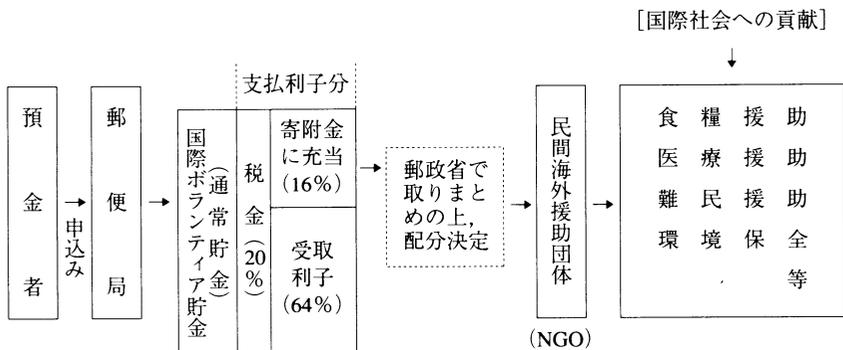
つぎのタイプである郵便局の国際ボランティア貯金は、1991年1月に登場し1994年7月に口座数が1500万を突破している。前後に登場した民間銀行の社会貢献型金融商品に比べて桁違いに大きな実績（表6）を作ったのである。またその商品の仕組みは図2のとおりであり、通常貯金という流動性預金をベースにしていることが注意される。また図2では明示されていないが、寄付金の一部が加入勧誘費用や援助先団体の監査費用など「必要経費」に充当されていることも、注意される。

表6 国際ボランティア貯金の実績の推移

| 各月末    | 口座数      | 寄付金総額      | 寄付金配分額     |
|--------|----------|------------|------------|
| 1991.3 | 213万     | 11億 905万円  | 9億1,358万円  |
| 92.3   | 674万     | 27億1,580万円 | 23億2,636万円 |
| 93.3   | 1,045万   | 24億1,849万円 | 21億8,563万円 |
| 94.3   | 1,379万   | 25億1,905万円 | 23億6,272万円 |
| 94.7   | 1,500万突破 |            |            |

資料：国際ボランティア貯金普及協会

図2 国際ボランティア貯金の仕組み



資料：『公益法人』1992/8, p. 19.

ボランティア貯金と対比させる形で民間銀行による社会貢献型金融商品の事例を表7-1および表7-2に掲げた。ボランティア貯金の成功をかなり意識してこれらの商品が開発されたことは疑いないが、ボランティア貯金と民間銀行の社会貢献型金融商品との間には幾つか大きな違いがある。とくに、民間銀行の社会貢献型金融商品には様々なタイプがあるが、普通預金をベースとするものが比較的少ないことと、また、これらの表では明示していないものの、顧客の寄付と同額をマッチングギフトとして銀行が寄付をするものが多いこととが、郵便貯金のボランティア貯金との大きな違いと言えよう。

表7-1 社会貢献型金融商品の事例(1)

| 商 品 名           | 銀行名     | 取扱期間              | 口座数    | 残 高    | 日付け     |
|-----------------|---------|-------------------|--------|--------|---------|
| ① 国際愛の口座        | 東 海 銀 行 | 91. 6. 1～92.12.31 | 20,000 | —      | 92/ 3末  |
| ② 自然環境保護口座      | 第 一 勧 銀 | 91. 7. 1～91.12.31 | 2,772  | 2,300  | 91/12末  |
| ③ 世界こども愛の口座     | 山形しあわせ  | 91. 8. 1～92. 7.31 | 14,839 | 2,465  | 92/ 3末  |
| ④ 自然保護口座        | 東 京 都 民 | 91.10～92. 9       | 107    | —      | 91/11末  |
| ⑤ 緑と水の森林口座      | 福 徳 銀 行 | 91.12～92.         | —      | —      |         |
| ⑥ 愛の環境定期        | 池 田 環 行 | 92. 4.27～1年間      | 11,000 | 20,000 | 93/ 3末  |
| ⑦ 愛のみずうみ口座      | 滋 賀 銀 行 | 92. 5. 1～92. 9.30 | 14,349 | 6,899  | 93/ 3末  |
| ⑧ はーと&ふれあい預金    | 近 畿 銀 行 | 92. 5. 6～92. 9.30 | 7,515  | 10,788 | 93/ 3末  |
| ⑨ ちきゅう環境口座      | 百 五 銀 行 | 92. 6.22～92. 9.30 | 13,914 | 1,390  | 93/ 3末  |
| ⑩ ユニセフ愛の口座      | 住 友 銀 行 | 92.10. 1～93. 6.30 | —      | —      |         |
| ⑪ 愛の社会福祉口座      | 関 東 銀 行 | 92. 7. 1～93. 6.30 | 927    | 2,391  | 93/ 3末  |
| ⑫ みどりの口座        | 千 葉 銀 行 | 92.10. 1～94. 8.31 | 13,663 | —      | 93/2/14 |
| ⑬ 緑口座           | 殖 産 銀 行 | 92.10. 1～93. 9.30 | 135    | —      | 93/ 3末  |
| ⑭ エーシアンハーモニー    | 広 島 銀 行 | 92.10. 2～93. 9.30 | 2,700  | 3,400  | 93/ 3末  |
| ⑮ 自然環境保護口座      | 武 蔵 野 銀 | 93. 1. 4～         | 1,400  | —      | 93/ 3末  |
| ⑯ 瀬戸内海を守る愛の環境定期 | 香 川 銀 行 | 93. 2. 1～94. 1.31 | 240    | 175    | 93/ 3末  |
| ⑰ 緑の贈りもの        | 秋 田 銀 行 | 93. 4～1年間         | —      | —      |         |
| ⑱ 博愛のなかよし定期     | 池 田 銀 行 | 93. 5～1年間         | —      | —      |         |

資料:『ニッキン資料年報』ほか 残高の単位は百万円

表7-2 社会貢献型金融商品の事例(2)

| 寄付の仕組み                 | 寄 付 先          | 預入単位    | 対 象   |
|------------------------|----------------|---------|-------|
| ① 普通預金税引後受取利息の20%      | 国連難民高等弁務官事務所   | 1円以上    | 個人    |
| ② 定期預金税引後受取利息の20%      | 世界自然保護基金日本委    | —       | 個人    |
| ③ 定期満期時自動継続時に同上        | ユニセフ           | 10万円    | 個人・法人 |
| ④ 普通預金の一定額             | 日本自然保護協会       | —       | 個人    |
| ⑤ 定期預金税引後受取利息の20%      | 緑と水の森林基金       | —       | 個人・法人 |
| ⑥ 定期預金税引後利息の一定額        | 地域の緑化推進団体      | 5万円     | 個人・法人 |
| ⑦ 定期預金税引後受取利息の3%       | 国際湖沼委員会 (ILEC) | —       | 個人    |
| ⑧ 定期預金税引後利息の一定額        | ユニセフ           | 50万円～   | 個人    |
| ⑨ スーパー MMC 税引後利息の一定額   | 地域の環境保全基金      | 10～300万 | 個人    |
| ⑩ 普通預金の税引後利息全額         | 日本ユニセフ         | 1円以上    | 個人・法人 |
| ⑪ 定期預金税引後初回利息の10%      | 地域の社会福祉団体      | —       | 個人・法人 |
| ⑫ 指定口座の税引後利息の20%       | 地域の緑化推進団体      | 1円以上    | 個人・法人 |
| ⑬ 定期預金税引後受取利息の20%      | 地域の緑化推進団体      | —       | 個人・法人 |
| ⑭ 定期預金税引後受取利息の20%      | 県のアジア競技大会推進協   | 1万円～    | 個人・法人 |
| ⑮ 指定口座の一定額             | 地域の環境保全団体      | —       | 個人・法人 |
| ⑯ スーパー MMC 税引後受取利息の10% | 瀬戸内海環境保全協会     | 10～300万 | 個人・法人 |
| ⑰ 定期預金税引後初回利息の5%       | 地域の緑化推進団体      | —       | 個人・法人 |
| ⑱ 定期預金税引後初回利息の5%       | 日本赤十字社         | 5万円     | 個人・法人 |

資料:表7-1に同じ

口座数などで見るかぎりボランティア貯金の「成功」に比べて民間銀行の社会貢献型金融商品の実績は地味であるが、全体として、この商品は銀行を通じた寄付金の増加に寄与しており、その意味で銀行がこの商品で社会貢献をしているとの評価は間違っていない。銀行は資金の導管として、預金・振替・送金といった銀行の機能を生かし、寄付を集めマッチングギフトを加えて社会貢献をしている。

ここで一つの疑問は1990年代に入ってから議論が社会貢献型金融商品として預貯金や金銭信託だけを問題にしたことである。融資について社会貢献型金融商品を主張してはいけないのかということである。すでに低利の教育ローンに触れたところで「社会貢献型融資」について述べたが、これを社会貢献型金融商品のもう一つのタイプとして主張はできないかという疑問である。最後にこの点を整理して述べて将来展望を含めた提言に進みたい。

### むすび——社会貢献のつぎの段階——

ところで社会貢献型融資の定義については、すでに指摘したように、社会的に融資の必要性について合意があるものについて相対的に低利のプログラムを、新たに用意したものといった限定が必要である。そして本文では、「低利の教育ローン」を相当に実績のある事例として紹介した。ここでは試行段階にあるが今後の広がり期待できる事例として、「介護ローン」と「市民バンク」の二つを取り上げたい（このほか最近注目されているものに「育児休業ローン」もある）。

まず「介護ローン」であるが、厚生省の推計では寝たきり老人が老人人口の4.7%程度を占めており、人口の高齢化とともに老人介護の問題の深刻化が予測されている。介護ローンは、在宅介護のための介護機器の導入・設置や住宅改良にかかわる資金を対象に融資を行おうとするものである。現在までの事例は表8のようになっており、次第に広がりを見せている。ただしその実績は華々しいものではない。1993年3月末で、静岡銀行の介護ローンは融資件数3件、融資金額6百万円、また南都銀行のケアローンはそれぞれ1件1百万円となっている（『ニッキン資料年報』）。教育ローンと比較すると低利のプログラムを用意すれば、実績が上がるという単純な関係にはないことが判る。ただ新しい融資商品であり顧客の側になじみがないことや、周知のための活動がどの程度行われたかは判らないので、顧客の反応が冷淡であったと即断はできない。

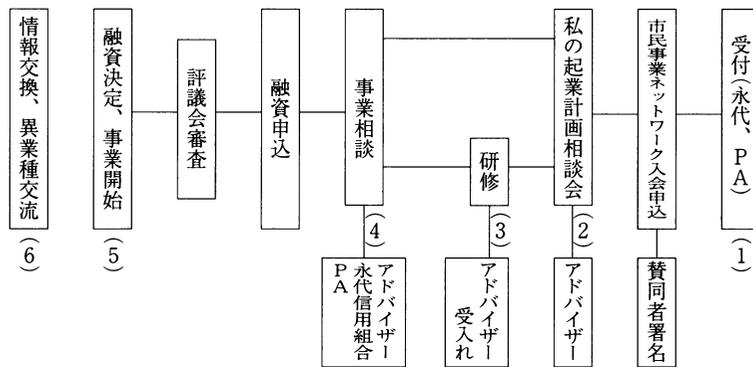
表8 介護ローンの事例

| 発売年月・商品名                 | 当初条件                | カッコ内は発売時点の長期プライムレート                 |
|--------------------------|---------------------|-------------------------------------|
| 静岡銀行 1992.6<br>介護ローン     | 融資上限 300万円<br>7年以内  | 無担保 無保証人 元利均等返済<br>年利6.5%（長ブラ 6.3%） |
| 南都銀行 1992.10<br>ホームケアローン | 融資上限 300万円<br>7年以内  | 無担保 無保証人 元利均等返済<br>年利5.9%（長ブラ 5.7%） |
| 東北銀行 1993.8<br>とうぎん介護ローン | 融資上限 300万円<br>7年以内  | 無担保 無保証人 元利均等返済<br>年利6.5%（長ブラ 5.0%） |
| 八十二銀行 1994.4<br>介護ローン    | 融資上限 500万円<br>10年以内 | 無担保 無保証人 元利均等返済<br>年利5.5%（長ブラ 4.4%） |
| 伊予銀行 1994.7<br>在宅ケアローン   | 融資上限 300万円<br>7年以内  | 無担保 無保証人 元利均等返済<br>年利4.6%（長ブラ 4.4%） |

注：年利は固定金利、保証料込み  
資料：日経テレコムほか

「市民バンク」は永代信用組合とプレスオルターナティブとの提携により、1989年4月にスタートした試みである。永代信用組合側はこのプロジェクトに対し10億円の融資枠を設定している。永代信用組合およびプレスオルターナティブの双方が窓口になって受け付けた案件を「事業性があり」かつ「社会的に意味のある」ものについて、1件あたり1千万円を限度に、無担保で長期プライムレートでの融資を実行しようというもの（図3）。なおプレスオルターナティブ側は代表者がその不動産を担保として永代に差し入れているとのことである。融資期間は5年以内となっている。「市民バンク」は正確にはこうした融資プロジェクト事業を指すと考えた方がよい。規模は小さいものの事業金融としての側面を持っており、教育ローンや介護ローンとは異なるタイプの社会貢献型融資として注目したい。

図3 市民バンクの業務の流れ



資料：『金融財政事情』1992/1/6, p. 99.

「市民バンク」の融資の特徴は社会的に意味のあるものとの限定にある。「社会的に意味のある」とする内容は、福祉・環境に関するもの、あるいはいわゆる南北問題の解決に役立つような国際協力に関するものなどとなっている。事務当局の話では、この判断基準の適用は当初は厳格だったが次第にゆるやかに解釈されるようになったとのことである。1991年末の段階でその融資実績は26社、1億5千万円といわれていたが、その後、91年度から92年度の間は「内部事情」から融資事業は停滞した。その後93年度以降、事業は回復したものの1994年6月末で実績は43社、4億円程度にとどまっております。試行の域を出るものではない。なお焦げつきなどは生じていない。事務当局の話では銀行は関心はあっても零細な事業融資分野はコストに合わないために入っていない。他方で地方自治体のなかに、こうした融資制度を実施しあるいは検討しているところがあるとのことである。

「市民バンク」は市販雑誌などにしばしば取り上げられた関係もあって、発足から2年間で問い合わせは1千件を越えたというほど、社会的関心を集めた。零細な事業融資を希望するものがかなりあることが注目される。また最近の動きとしては女子大生の就職難と絡んで、女子大生に起業を進めるプロジェクトを展開したことも注目される。

ところで「市民バンク」では賛同者が利子放棄した預金4千万円を自己資金として保有しておりこれも注目されるが、しかしこのお金を融資に回すものではない。「バンク」といってもそれは名前だけであって自分で預金を受け貸付けもする本物の銀行ではないのである。ただこの預金

から生まれる利子を利用して、市民バンク・エコ研究室の活動が行われている。この活動の中で社会的に注目されているのは、1991年から継続的に行われている全国的な酸性雨調査である。エコ研究室は海外での調査活動も行っている。しかし預金を受ける融資事業というコンセプトは、誠に興味深い。外部から見れば、この利子を低利融資を実現するために回すという考え方も成り立つし、この預金金額の範囲で融資を行うという考え方も成立するのである。

以上のように社会貢献型融資としては、低利の教育ローンの他にもいくつかの有望な分野が想定できる。またあとで述べるように既存の融資であっても、「社会的な価値観」を盛り込む（好ましい投資資金需要は低利で優遇し好ましくない投資資金需要は拒絶するなど）ことによって、「社会貢献型融資」に変形することも考えられる。しかしそうした裁量的誘導は「公的融資」の領域ではないかとの疑問も出よう。そこが問題なのである。

たとえば介護ローンにせよ「市民バンク」にせよ、既存の公的融資（制度金融）との関係が問題である。関連する公的融資制度としては、零細事業金融について言えば、1994年年初の条件で見ると国民金融公庫の普通貸付（1件あたり直貸4千万円、代理貸2千万円まで、運転資金5年以内、設備資金10年以内、長期プライムレートに準ずる利率、据置期間あり）や従業員独立開業貸付（1件あたり6千万円まで、運転資金4千万円まで以下条件略）などがあり、個人向けの住宅改良貸付けとしては、住宅金融公庫の住宅改良貸付（工事費用の8割以内470万円以内、20年以内の毎月均等返済、融資額200万円以内担保不要、長期プライムレートに準ずる利率）などがある。また自治体のなかにも介護や零細事業に関連して独自の貸付制度を持っている例がある。「市民バンク」にせよ「介護ローン」にせよ、公的金融のどのような漏れや欠陥を補っているのかを、こまかく検証する必要もある。しかし逆に考えれば、社会貢献型融資とは従来、公的融資とされていた領域に民間銀行が入っていくことを意味するという事なのである。

したがってここには、あくまでこうした領域は公的融資の充実によって賄われるべきかどうかという選択の問題が存在することになる。しかしすでに繰り返し述べ、また現実の事例が示唆するところでは、一定の条件が整えば、民間の銀行でも公的金融なみの金利で「社会貢献型融資」を自ら行うことは、公的補助がなくても十分可能だということではないか。

ところで見られるように、「市民バンク」にしてもこれまでの社会貢献型融資は、預金との結びつきを明確にしていない。これまでの社会貢献型融資は、そうしたレベルにとどまっている。このことが社会貢献型融資と社会貢献型金融商品（預金）とを別個のものとして考えることにもつながっている。逆に言えばそこを変えること（両者を結びつけること）が、銀行の社会貢献のつぎの段階になるのではないか。しかしそうした結びつきが実現可能かどうか、また機能するかどうか。そうした点については若干の疑問を私自身感じている。

投資を行う場合に収益性やリスクの問題だけでなく「社会的に見た価値判断」を判断基準に加えることを、社会的責任投資と呼んでいる。具体的には異論はあろうが一つの意見としては、環境問題で問題を起している企業に投資しないとか、原子力発電に関与している企業には投資しないとか、あるいはアルコールや「たばこ」に関係する企業には投資しないなど、その投資家が問題があると思う企業を投資対象から除外するアプローチがある。また逆にこのような判断基準を総合して企業の格付けを行い、積極的な側面を中心に格付けの高さを投資する際の基準とするアプローチもある。1991年前後からバルディーズ研究会に集まった人々の努力もあって日本でも

こうした社会的責任投資の考え方は次第に普及しつつある。といってもこのような格付けはいまだ試みの域を出ないが、アメリカの経済優先順位研究所（Council on Economic Priorities : CEP）のやり方を真似た調査が日本でも何回か試みられている。つぎの段階の銀行の社会貢献を、こうした社会的責任投資の考え方を実践する銀行と理解することもできる。この銀行は預金を受け入れる段階で、その預金の運用について一定の価値判断を標榜するが、この枠組みは社会的責任投資の考え方に極めて近いということである。

したがってこうした「つぎの段階の銀行の社会貢献」が実現し機能することへの疑問は「社会的責任投資」に対する疑問と重なっている。すなわち価値判断にこだわった場合に十分な投資対象を確保できるのか、十分な収益性を上げられるのか。投資対象の分散によるリスクの低下機能は損なわれないか。投資対象と投資資金との間にはどのようなバランスが必要なのか。といった疑問である。

1994年7月に「未来バンク」という新しい市民運動が東京に登場した。当面は事業組合としてまたいずれは信用組合を目指すこの運動は、金融機関に預けたお金について顧客が納得できる融資がなぜできないのかという問題意識から出発している。しかし8月末段階で集まったお金はわずかに約1千万円。一般の預金者や貯金者が果して預貯金の運用先について、このグループほどの関心を持っているかは疑問でありこの運動がさらに広がるかは疑問が多い。またこの運動の将来は今のところ明確でないし、こうした無名のグループが現に銀行が保有している社会からの信頼性を同程度に得るのは困難であろう。運動の射程は環境問題にとどまっておき、既存銀行の寄付金の広がりや教育・福祉・文化など市民生活全般に幅広く及んでいることに比べるとバランスを欠いている。しかし、社会貢献型預金を社会貢献型融資と結びつけようという思考の枠組みが、実際の行動として示されたことは注目されるのである。

こうした市民運動の出現が既存の銀行に与える教訓はつぎのような点にある。一つは投融資において社会道徳的な価値判断がこれからは必要だということである。社会的なモラルに反するような投融資が社会的に厳しい批判を受ける可能性はこれまで以上に高くなっているということである。もう一つはこれまでの議論と重ねると、「社会貢献型融資」に対して、銀行の設備やノウハウの社会還元も含めて関与する余地があるのではないかとということであろう。たとえば、独立起業を支援するプログラムを、銀行として用意することは、大企業への融資と同様に、資本主義社会の「競争社会」としての活力を維持するためにも必要なことなのではないか。それを公的金融があるからそれでいいとするのか（つまり公的金融は不可欠とするのか）、自らも提供しようとするのかは、銀行経営者の経営哲学がまさに問われるところであろう。

銀行の社会貢献の進展度を測る尺度としては、社会貢献型金融商品の普及からみて預金商品では目新しさはなく、社会貢献型融資にどれだけ真剣に取り組んでいるかに今後は比重がかかってくるのではないか。その場合、単に「社会貢献」の象徴にとどまらず、社会貢献型融資の量的拡大をも追求するとすれば、預金とのリンケージのほか公的資金を民間銀行に流すことも含めてこの融資に適合した低利資金をいかに安定的に確保するかが大きな問題となってくることが予想される。

## 主要参考文献

## 基礎データ

- 公益法人協会『日本の企業財団'92』1992/6.  
「資料 金融機関の社会貢献活動」『金融ジャーナル』1991/8, pp.45-50.  
助成団体資料センター『助成団体要覧1992』第一法規, 1991/12.  
信託協会『公益信託要覧 平成4年版』1992/9.  
全国銀行協会連合協会『社会貢献に関するハンドブック』1992/3.  
「特集 銀行のフィランソロピー」『金融財政事情』1992/1/6, pp.74-101.  
『ニッキン資料年報』日本金融通信社, 各年.  
連載記事「当行の社会貢献活動」『協会報（大阪銀行協会）』1991/7より連載.  
連載記事「地域金融機関の社会貢献活動」『ニューファイナンス』1992/8より連載.

## 一般論文

- 天野友子「銀行の社会貢献活動のあり方について」『金融』1993/4, pp.44-55.  
雨宮孝子「信託とフィランソロピー」『公益法人』第23巻第7号, 1994/7, pp.10-13.  
奥村 宏「銀行業と社会」『金融ジャーナル』1994/4, pp.18-21.  
小出一之ほか「銀行の社会貢献活動のあり方について」『金融』1993/4, pp.56-64.  
柴田武男「社会的責任投資の論理と可能性」『週刊東洋経済』1991/4/5臨時増刊号, pp.103-109.  
柴田武男「銀行業務における公共性論議と現代的課題」『金融ジャーナル』1993/7, pp.73-76.  
高野久男「銀行の社会貢献活動を考える」『リージョナルバンキング』1994/5, pp.28-31.  
福光 寛『銀行政策論』同文館, 1994/4.  
三木谷良一「銀行の公共性と社会的責任」『金融』1992/3, pp.4-10.  
村本 孜「金融の自由化と銀行の公共性・社会的責任」『地銀協月報』1992/4, pp.2-12.  
山本隆文「社会貢献と信託」『信託』176号, 1993/11, pp.27-36.  
吉村正男『「銀行」の情報公開』『朝日ジャーナル』1992/3/1臨時増刊号, pp.114-115.  
無署名「自然保護債務スワップ」『東銀週報』1991/10/3, pp.1-9.